

# 競争入札参加資格審査 申請の手引

- <庁舎等清掃業務>
- <庁舎等警備業務>
- <庁舎等消防設備保守点検業務>
- <ボイラー等運転操作業務>

《令和8年度 中間年申請版》

猿払村建設課

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）に猿払村が発注する庁舎等清掃・庁舎等警備・庁舎等消防設備保守点検・ボイラー等運転操作業務の委託契約に関する競争入札に参加する場合に、その参加資格の有無について、事前に審査を受ける必要があります。

これらの委託契約に関する競争入札に参加を希望する方は、法人、個人、中小企業組合等を問わず、この手引により競争入札参加資格審査の申請を行ってください。

なお、資格審査の結果、資格者は競争入札参加資格者名簿に登録しますが、入札に参加する資格を与えられるというだけで、これにより必ず発注があるということではありませんので留意してください。

## 1 資格要件

競争入札に参加する資格を得るためには、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4関係

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
- ② 破産者で復権を得ない者でないこと。
- ③ 契約に関して不正行為を行い、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(2) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ① 国税（消費税及び地方消費税）
- ② 都道府県税
- ③ 市区町村税

(3) 次に掲げる社会保険等の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと等について誓約していること。

## 2 資格の種類ごとの要件

この資格の種類ごとの要件は、次のとおりとします。

① 庁舎等清掃

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

② 庁舎等警備

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、該当届出書の提出を行っていること。

③ 庁舎等消防設備保守点検

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1名以上いること。

④ ボイラー等運転操作

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習終了の資格を有する者が1名以上いること。

### 3 提出書類

競争入札参加資格審査の申請に必要な書類は、次のとおりです。

なお、法人、個人、中小企業組合等ごとに提出書類が異なる場合がありますので、下表に従い、提出漏れのないようにしてください。

複数の業務を申請する場合の提出書類は、共通提出書類は1部とし、資格審査申請書第2葉（業務別）については、それぞれの業務ごとに提出してください。

#### (1) 共通提出書類

|   | 提出書類(各1部)              | 法人 | 個人 | 中小 | 摘要   |
|---|------------------------|----|----|----|--|
| 1 | 競争入札参加資格審査申請書<br>(様式1) | ◎  | ◎  | ◎  | 7の競争入札参加資格審査申請書の記入方法により作成してください  |
| 2 | 財務諸表                   | ◎  | ◎  | ◎  | 直前1年(1期)分のもの<br>○法人(中小)<br>貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(社員資本等変動計算書)<br>(会社法及び会社計算規則に基づく計算書類を作成する法人にあっては、株主資本等変動計算書提出は不要)<br>○個人<br>〔青色申告者〕<br>所得税青色申告決算書の損益計算書及び資産負債調の写し<br>〔白色申告者〕<br>所得税確定申告書の写し、営業収支及び資産負債の状況が明示されている書類の写し |
| 3 | 登記事項証明書(写し可)           | ◎  |    | ◎  | 法務局発行のもので、発行後3か月以内のもの<br>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明が必要です。   |
| 4 | 身分証明書(写し可)             |    | ◎  |    | 市区町村発行のもので、発行後3か月以内のもの   |
| 5 | 官公需適格組合証明書の写し          |    |    | ○  | 経済産業局長が行なう官公需適格組合の証明を有するとき   |
| 6 | 定款及び組合員名簿              |    |    | ◎  | 組合員名簿には、組合員の商号又は名称、代表者氏名、所在地、電話番号、設立(創業)年月日、従業員数を記載してください。   |
| 7 | 納税証明書                  | ◎  | ◎  | ◎  | 国税(国税通則法施行規則別紙9号書式その3、その3の2(個人用)又はその3の3(法人用)ことの証明書)<br>都道府県税<br>市区町村税<br>※未納がないことの証明書で発行後3か月以内のもの。<br>※入札や契約について支店長等に年間委任する場合は、委任先の事業所がある市区町村税も添付すること。   |
| 8 | 法定保険加入状況一覧表<br>(様式2)   | ◎  | ◎  | ◎  | 加入状況を確認できる書類の写しを添付してください。<br>なお、届出をしていない場合には、社会保険等適用除外申出   |

|    |                       |   |   |   |   |
|----|-----------------------|---|---|---|---|
|    |                       |   |   |   | 書を提出してください。   |
| 9  | 社会保険等適用除外申出書<br>(様式3) | ○ | ○ | ○ | 社会保険(健康保険・厚生年金)、雇用保険の適用を除外されている場合に提出してください。   |
| 10 | 誓約書<br>(様式4)          | ◎ | ◎ | ◎ | 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと等についての誓約書の提出。 <b>記名押印が必要。</b> |
| 11 | 代理申請に係る委任状<br>(様式5)   | ○ | ○ | ○ | 行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3の規定に基づき行政書士が代理人申請をするときに必要であり、次の条件を満たしたもの<br>・申請日から3か月以内のもの<br>・委任の範囲が具体的に記載してあること<br>・行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること<br>・ <b>委任者、受任者欄に記名押印があること</b>                         |
| 12 | 年間委任状<br>(様式6)        | ○ |   |   | 入札や契約について、支店長等に年間を通じて委任する場合。 <b>委任者、受任者欄に記名押印必要。</b>  |
| 13 | 返信用封筒1通               | ◎ | ◎ | ◎ | 長3封筒(長形3号)程度のサイズで、宛先(受理票の受取先)を記載し、110円分の切手を貼付したもの。  |
| 14 | A4版フラットファイル           | ◎ | ◎ | ◎ | 背表紙に会社名を記載し、該当する書類を綴じて提出してください。   |

(注) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。

2 ○印は、該当するときに提出する書類です。

## (2) 業務別提出書類(資格審査申請書第2葉)

### 庁舎等清掃

|   | 提出書類(各1部)  | 法人 | 個人 | 中小 | 摘要  |
|---|--|----|----|----|---|
| 1 | 申請書第2葉(清掃)   | ◎  | ◎  | ◎  |   |
| 2 | 建築物清掃業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書の写し  | ◎  | ◎  | ◎  | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を証明する登録証明書の写し |
| 3 | 建築物空気環境測定業、建築物空気調用ダクト清掃業、建築物飲料水水質検査業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業及び建築物ねずみ昆虫等防除業の登録証明書の写し | ○  | ○  | ○  | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第2号から第7号の登録を証明する登録証明書の写し |

庁舎等警備

|   | 提出書類(各1部)                    | 法人 | 個人 | 中小 | 摘要   |
|---|------------------------------|----|----|----|--|
| 1 | 庁舎等警備 (第2葉)                  | ◎  | ◎  | ◎  |  |
| 2 | 技術者名簿<br>(様式7)               | ◎  | ◎  | ◎  |  |
| 3 | 賠償責任保険付保証書                   | ○  | ○  | ○  | 申請者が現に行っている警備業について損害保険会社との間に損害賠償責任保険契約を締結していることを証する書面の写し           |
| 4 | 警備業認定証の写し                    | ◎  | ◎  | ◎  | 警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第2項に規定する認定証の写し及び警備業法施行規則第66条第1項第5号に係る教育計画書の写し |
| 5 | 警備業法第9条及び第11条第1項の規定による届出書の写し | ○  | ○  | ○  | 警備業法(昭和47年法律第117号)第9条及び第11条第1項に規定する届出書の写し<br>(※届出書の提出を必要とする者に限る。)  |
| 6 | 警備業法第40条及び第41条の規定による届出書の写し   | ○  | ○  | ○  | 警備業法(昭和47年法律第117号)第40条及び第41条に規定する届出書の写し<br>(※届出書の提出を必要とする者に限る。)    |
| 7 | 施設警備検定合格証明書の写し               | ○  | ○  | ○  | 警備員等の検定に関する規則(平成17年規則第20号)第1条第2項の規定による施設警備検定合格証の写し                 |

庁舎等消防設備保守点検

|   | 提出書類(各1部)       | 法人 | 個人 | 中小 | 摘要   |
|---|-----------------|----|----|----|--|
| 1 | 庁舎等消防設備保守 (第2葉) | ◎  | ◎  | ◎  |  |
| 2 | 技術者名簿           | ◎  | ◎  | ◎  |  |
| 3 | 消防設備士免状の写し      | ◎  | ◎  | ◎  | 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の規定する消防設備士免状の写し             |
| 4 | 消防設備点検資格者免状の写し  | ○  | ○  | ○  | 消防設備点検資格者免状の写し                                   |
| 5 | 防火設備検査資格者免状の写し  | ○  | ○  | ○  | 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条に規定する建築士免許証の写し又は防火設備検査員資格者証 |

ボイラー等運転操作

|   | 提出書類(各1部)       | 法人 | 個人 | 中小 | 摘要 |
|---|-----------------|----|----|----|----|
| 1 | ボイラー等運転操作 (第2葉) | ◎  | ◎  | ◎  |    |
| 2 | 技術者名簿           | ◎  | ◎  | ◎  |    |

|   |                |   |   |   |  |
|---|----------------|---|---|---|--|
| 3 | ボイラー技士免許証等の写し  | ◎ | ◎ | ◎ | 労働安全衛生法第72条に規定するボイラー技士免許証又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了証の写し |
| 4 | ボイラー整備士免許証等の写し | ○ | ○ | ○ | 労働安全衛生法第72条に規定するボイラー整備士免許証の写し                          |
| 5 | 危険物取扱者免状の写し    | ○ | ○ | ○ | 消防法第13条の2に規定する危険物取扱者免状の写し                              |

- (注) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。  
2 ○印は、該当するときに提出する書類です。  
3 添付書類のうち外国語で記載されたものがあるときは、日本語の訳文を付記又は添付してください。  
4 添付書類のうち、金額表示が外国貨幣となっているものがあるときは、日本円に換算したものを付記又は添付してください。  
5 外国事業者が申請する場合の商業登記簿謄本又は身分証明書の添付については、それらに代えて、当該国の管轄官庁又は権限を有する機関の発行する書類を添付書類とすることができます。

#### 4 競争入札参加資格審査申請書（様式1）の記入方法

##### (1) 年月日

申請書の提出年月日を記入してください。（郵送等の場合は、送付する日の年月日を記入してください。）

##### (2) 参加資格審査業務チェック欄

参加資格審査を申請する業務のチェックボックスに○を付けてください。

##### (3) 申請日現在の資格者欄

申請時点で有している資格名簿番号を記載し、業務のチェックボックスに○を付けてください。

##### (4) 申請者

###### ア 所在地

法人は、登記簿上の本店の所在地、個人は、営業の本拠となっている住所を記入してください。

なお、外国事業者は、本店の所在する国名も記入してください。

###### イ 商号又は名称

法人は、登記簿上の商号、個人は、使用している名称（屋号等）を記入してください。

###### ウ 代表者

法人は、登記簿上の代表者の役職名及び氏名、個人は、戸籍上の氏名を記入してください。

なお、外国事業者は、当該国の管轄官庁又は権限を有する機関に届け出ている代表者の役職名及び氏名を記入してください。

###### エ 印

行政書士が代理申請をする場合は押印が必要です。（行政書士法施行規則第9条の2）

###### オ 担当者

猿払村からの問い合わせについて、窓口となる方の所属、氏名、電話番号及びFAX番号を記入してください。

##### (5) 申請代理人

行政書士が代理申請する場合に記入してください。

(6) 会社概要（営業概要）

ア 設立年月日

営業の開始年月日を記入してください。設立（創業）後、途中で組織を変更している場合でも当初の営業開始年月日を記入してください。

イ 資本金

直前決算時の貸借対照表の資本金の額（千円未満切り捨て）を記入してください。

ウ 売上額

直前決算時の損益計算書の売上高の額（千円未満切り捨て）を記入してください。

エ 営業利益

直前決算時の損益計算書の営業利益の額（千円未満切り捨て）を記入してください。

オ 従業員数

代表者、家族従業員等を含めた当該事業に従事するすべての者の人数（審査基準日現在）を記入してください。

※ 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有する組合にあっては、当該組合の従業員数に当該組合の組合員（組合が指定する組合員）に係る従業員数を加えた合計値を記入してください。

**5 競争入札参加資格審査申請書第2葉（業務別）の記入方法**

(1) 事業開始年月日

事業開始年月日には、庁舎等清掃・庁舎等警備・庁舎等消防設備保守点検・ボイラー等運転操作業務の事業を開始した年月日を記入してください（全業務）。

(2) 最近1年間の事業実績（全業務）

審査基準日の直前1年間の清掃・警備・消防設備保守点検・ボイラー運転操作業務の実績について記載してください。

実績については、当該期間内に委託期間が満了している契約を記載してください。申請時点で履行中の契約については、当該時点において契約期間の1/2以上を経過している場合は実績とすることができます（契約期間及び金額の欄には、契約の全期間及び全額を記載してください。）。

複数年契約を締結している場合には、業務が終了している年（年度）分を実績として取り扱います。

※ 契約書の写しの添付は不要です。

[注] 1 事業実績は、「官公庁」及び「民間企業等」の区分毎に、各実績金額の上位2位まで記載し、それ以外は、「上記以外」欄にまとめて記載してください。

2 清掃、警備、消防、ボイラー及びその他複数の業務を1件の契約で実施している場合は、それぞれの業務の実績とすることができます（契約件数はそれぞれ1件、金額欄は、契約している業務の金額を按分して記載してください。）。

(3) 技術者数（消防、ボイラー業務）

該当する技術者数欄に人数及び実人員数を記入してください。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく知事登録の種別（清掃業務）

該当する種別に○を記入してください。

※ 2の資格要件の①に記載のとおり「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることが必須となります。

(5) 高層外装清掃実施の実績及び特別教育修了作業員の有無（清掃業務）

有・無のどちらかに○を付し、高層外装清掃実施の実績額及びゴンドラ取扱業務特別教育研修終了者の人数を記入してください。

(6) 作業員研修状況（清掃業務）

清掃作業従事者研修の状況について、人数及びその比率（少数点以下第2位を切捨て）を記入してください。

(7) 従業員数（警備業務）

代表者、家族従業員等を含めた当該事業に従事するすべての者の人数を記入してください。

※ 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有する組合にあっては、当該組合の従業員数に当該組合の組合員（組合が指定する組合員）に係る従業員数を加えた合計値を記入してください。

(8) 機械警備業務開始届出年月日（警備業務）

警備業法第40条に規定する届出年月日を記入してください。

(9) 基地局数（警備業務）

警備業法第40条及び第41条に規定する届出を提出している基地局数を記入してください。

(10) 待機所数（警備業務）

警備業法第40条及び第41条に規定する届出を提出している待機所数を記入してください。

(11) 基地局所在市町村（警備業務）

警備業法第40条及び第41条に規定する届出を提出している基地局が所在する市町村名と設置数を記入してください。

(12) 待機所所在市町村（警備業務）

警備業法第40条及び第41条に規定する届出を提出している待機所が所在する市町村名と設置数を記入してください。

(13) 損害保険会社（警備業務）

保険会社名及びてん補限度額を記入してください。

(14) 消防設備保守点検業務の実績（消防業務）

実績の有無について、それぞれの業務ごとに有・無のどちらかに○を記入してください。

(15) 契約履行が可能な地域（全業務）

契約履行が可能な市町村を管轄する総合振興局及び振興局について可能欄に○を記入し、その拠点となる本店等（本店又は主たる事務所）、支店等（支店、出張所、営業所）を記入してください。

なお、複数選択して構いませんが、選択に当たっては、3の提出書類の（1）共通提出書類に記載している支店等との整合性が図られるようお願いいたします。

また、出張等により対応する場合には、移動に要する時間、拠点となる本店等、支店等の体制（技術者数、有資格者数等）から、緊急時の対応の可否を総合的に判断した上で慎重に選択してください。

## 6 法定保険加入状況一覧表（様式2）

建設業等における労働環境等を改善するため、社会保険等の未加入者対策が進められており、猿払村においても社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）のいずれか一つでも未加入があると申請することができません。但し、適応除外措置の場合は申請することができます。

## 7 社会保険等適用除外申出書（様式3）

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の規定による届出義務のない場合、提出が必要です。

届出義務のない理由を選択又は記入してください。

なお、労働者を雇用している事業者には、社会保険等に加入する法令等の義務があります。未加入又は未納のある事業者の方は、加入又は納付をお願いします。（適用除外「任意適用事業所」を除く。）。

※ 社会保険等に関する問い合わせは、それぞれを所管する機関の窓口等に確認願います。

## 8 誓約書（様式4）

この書類は、すべての申請者において作成が必要です。

(1) 年月日・・・・・・提出年月日を記入してください。

(2) 所在地、商号又は名称及び代表者氏名・・申請書に記載した申請人の所在地等を記入してください。  
代表者の記名押印のうえ提出してください。

※ 代理人による代理申請の場合でも、代理人ではなく申請人の誓約書の提出が必要です。

※ 誓約内容確認のため、他の官公署に照会を行う場合がありますのでご承諾ください。

## 9 行政書士の代理申請（様式5）

行政書士の代理人による申請（申請代理人の名前、印による申請）が可能です。行政書士に申請を代理される場合には、こちらの質問に回答できるよう十分に行政書士の方へ配慮されるようお願いします。

なお、会社の従業員や支店の社員の方などが申請書を作成し、法人の代表印を押印して提出される場合は申請書の「申請代理人」欄の記載及び委任状は必要ありません。

### (1) 委任状の提出

代理人が申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。

委任状は、申請書類に添付の様式を使用し提出してください。委任状の記載にあたっては次のことに注意してください。

- ① 委任状の日付が申請受付時前3か月以内のもの
- ② 委任事項が「申請書類の作成」、「申請代理」、「記載事項の訂正」と記載してあること（競争入札参加資格審査結果通知書の受領の権限を委任することはできません。）
- ③ 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること
- ④ 委任者及び受任者の氏名及び住所の記載並びに押印があること

なお、この代理申請に係る委任状は、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領の権限に関する年間委任状ではありませんのでご注意ください。

## 10 年間委任状について（様式6）

本店の代表者が道内の支店等の長に年間を通じて入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限の委任を希望する場合は、競争入札参加資格申請と一緒に提出してください。

委任者欄には法人の代表者の記名押印を、受任者欄に支店長等受任者の記名押印をしてください。

権限委任の項目については、法人の代表者が支店長等に委任する内容（入札、見積、契約締結、代金請求・受領等）を記載してください。

## 11 技術者名簿の記入方法（様式7、8）

技術者名簿は、支店等（支店、出張所、営業所）ごとに技術者の氏名、年齢、免許、資格等名称、取得年及び経験年数を記入し、営業所等の技術者の合計人数を記入してください。

## 12 資格の再審査（様式9）

審査の結果、資格者となった方について、次の事項に変更があったときは、競争入札参加資格変更審査申請書に変更事項ごとに必要な書類及び誓約書を添えて、速やかに提出してください。

〔説明事項〕 ア 公正取引委員会の届出受理書は、次に掲げる合併の場合は添付不要です。

- ① 小規模会社同士の合併（総資産合計額100億円超の会社及び同100億円超の会社の合併でない場合）
  - ② 親子・兄弟会社間（50%超の株式保有関係にある者）の合併
- イ その他必要に応じ、関係書類の提出を求め場合があります。

### 提出書類

| 変更事項       | 競争入札参加資格変更審査申請書の添付書類   |
|------------|--|
| 相続による営業の移転 | ○相続を証明する書類(除籍謄本、分割協議書等)<br>○相続をした者の身分証明書(相続をした者の本籍地の市区町村発行のもの)   |
| 合併による営業の移転 | 〔法人と法人の合併〕<br>○解散登記に関する商業登記簿謄本(解散登記が未了のときは、合併に関する総会議事録の写し)<br>○合併に関する契約書の写し<br>○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則(昭和28年9月1日公正取引委員会規則第1号)第7条第1項に規定する届出受理書(以下「届出受理書」という。)の写し<br>○合併後に存続又は新設した法人に関する競争入札参加資格審査申請書の添付書類<br>〔個人と個人の合併〕<br>○合併を証明する書類<br>○合併後に存続又は新設した法人に関する競争入札参加資格審査申請書の添付書類 |
| 譲渡による営業の移転 | 〔譲渡先が資格者である法人〕<br>○譲渡に関する契約書の写し<br>○届出受理書の写し   |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>○商業登記簿謄本(譲渡に関し登記を必要とするもの)<br/>〔譲渡先が資格者である個人〕</p> <p>○譲渡に関する契約書の写し<br/>〔譲渡先が資格者でない者〕</p> <p>○譲渡に関する契約書の写し</p> <p>○届出受理書の写し</p> <p>○譲渡を受けた者に関する競争入札参加資格審査申請書の添付書類</p>  |
| <p>分割による営業の承継</p>   | <p>〔承継者が資格を有する法人〕</p> <p>○分割計画書又は分割契約書の写し</p> <p>○商業登記簿謄本（分割登記未了の場合は、総会議事録の写し）</p> <p>○届出受理書の写し〔承継者が資格を有しない法人〕</p> <p>○分割計画書又は分割契約書の写し</p> <p>○商業登記簿謄本（分割登記未了の場合は、総会議事録の写し）</p> <p>○届出受理書の写し</p> <p>○競争入札参加資格審査申請書の添付書類</p> |
| <p>中小企業等協同組合の構成員（資格者である組合員）の変更、中小企業等協同組合のうち企業組合、又は協業組合の構成員の変更</p> | <p>〔組合員の脱退〕</p> <p>○ 脱退を証明する書類</p> <p>〔組合員の新規加入〕</p> <p>○ 加入を証明する書類</p>   |

## 11 資格関係事項の変更

審査の結果、資格者となった方について、次の事項に変更があったときは、競争入札参加資格関係事項変更届に変更事項ごとに必要な書類を添えて、速やかに提出してください。

- [説明事項] ア その他必要に応じ、関係書類の提出を求める場合があります。  
 イ 変更が名簿に反映されるのは、猿払村が変更届を受理した日以降となります。状況によっては指名候補から外れることも考えられますので、変更があった際は速やかに届け出てください。

### 提出書類

| 変更事項   | 競争入札参加資格関係事項変更届の添付書類   |
|--|--|
| 商号又は名称   | ○変更に関する登記事項証明書又は変更を証明する書類  |
| 法人の代表者氏名   | ○変更に関する登記事項証明書又は変更を証明する書類  |
| 所在地  | 〔法人〕<br><input type="radio"/> 本店等（本店又は主たる事務所）の所在地変更<br>変更に関する登記事項証明書の写し又は変更を証明する書類<br><input type="radio"/> 支店等（支店、出張所、営業所）の所在地変更<br>ア 本店等が北海道以外にある法人<br>・支店等の法人道民税・事業税又は法人市町村民税に関する届出書類（申告書等）の写し又は変更を証明する書類<br>イ 本店等が北海道内にある法人<br>・支店等の法人市町村民税に関する届け出書類（申告書等）の写し又は変更を証明する書類<br>〔個人〕<br><input type="radio"/> 住民票（市区町村発行のもの）の写し又は変更を証明する書類 |
| 組織（個人から会社への組織変更など）   | ○変更に関する登記事項証明書又は変更を証明する書類  |
| 電話番号   | ○変更届のみ   |
| 資格の必須要件となる技術者数   | ○技術者名簿（免許、資格等を取得した者がある場合には、当該免状等の写し）   |
| 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項に規定する登録を受けたとき又は取消を受けたとき | 〔登録を受けたとき〕<br><input type="radio"/> 登録証明書の写し<br>〔登録の取消を受けたとき〕<br><input type="radio"/> 変更届のみ   |
| 猿払村と取引を行う際に窓口と（変更届のみ）なる支店、営業所等の名称、代表者、所在地及び電話番号                    | ○変更届のみ   |